

高き志【にころざし】

学校関係者評価結果

- 校長が作成する学校運営の基本的な方針を承認する。
- 学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べるができる。
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、任命権者（熊本県教育委員会）に意見を述べるができる。

昨年度もお知らせしたことがあります。これは、学校運営協議会の役割として法的（地方教育行政の組織及び運営に関する法律四十七条の六）に示された主なものです。また、学校運営協議会が設置されている学校のことをコミュニティ・スクールということも、何度かお伝えしてきました。上記の主な役割をお読みいただくと、学校運営協議会が、少し前なら考えられなかったような権限をもった協議会であることがお分かりいただけると思います。

さらに、平成29年4月に上記の法律は改正され、さらに前進しました。その中には、次の二つの事項が加えられています。

- 学校運営協議会の設置は、（町）教育委員会の努力義務であること
- 協議結果に関する情報を地域住民に積極的に提供することは、学校運営協議会の努力義務であること

この法律をもとに、御船町も一昨年度からすべての学校に学校運営協議会が設置され、コミュニティスクールとなっているのです。

そこで今回は、上記にある「協議結果に関する情報を地域住民に積極的に提供することは、学校運営協議会の努力義務である」ことを受け、今年度第三回の学校運営協議会として紙面報告等を行ったことについてお知らせします。コロナ禍を受け、3月4日の授業参観時に予定しておりました第三回学校運営協議会を、参集して開催することができませんでした。そこで、本年度の教育活動や学校評価アンケート結果を紙面にて各委員さんに報告するとともに、日頃から学校が情報発信している内容も含めたところで、本年度の評価をさせていただく方法で協議会を実施しました。評価していただいた結果は通常「学校関係者評価」と言われるものになります。その結果については裏面に掲載させていただきます。（学校HPにも掲載しております）

ご覧頂いてお分かりのように、おおむね良好な評価を頂くことができました。4ポイントが満点評価になりますが、11項目中9項目で3.5ポイント以上の評価をいただくことができました。特に評価が高かった項目は、「高木小でよかった」の3.9ポイント、「自律（立）心」「外遊び・運動」「学校が楽しい」の3.8ポイントとなっています。半面、比較的评价が低かった項目は、「基本的生活習慣」「目標への努力」の3.3ポイントでした。子供たちの健やかな成長の基盤となる「基本的生活習慣」の評価が低かったことは重く受け止めなくてはなりません。やはり、子供たちのメディア使用時間の実態と大きな関わりがあると考えられます。今後も保護者の方々と連携した取組が重要になる部分だと考えます。これら低い評価結果であった項目には、今以上に課題意識を持って取り組んでいく必要があると職員間で確認しました。

今回の結果を真摯に受け止め、子どもたちの姿が今以上に良くなること、そして、その結果により学校への信頼が高まるよう頑張っていきたいと思えます。

とは言え、以前からお伝えしておりますように、子どもたちの姿を向上させるには、学校の教育だけでは限界があるのも事実です。ぜひ、ご家庭や地域でも、教育や子育てについての方向性（ベクトル）を揃え、学校と家庭・地域が同じ方向を向いて、ともに頑張っていけたらと思っています。

学校運営協議会委員の皆様方、ご協力ありがとうございました。